静岡県告示第360号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和5年5月26日

静岡県知事 川勝平太

1 保安林の所在場所

掛川市千浜字前野8184の11、8184の12、8184の17、8184の19、8184の25、8184の27、8184の20・8572の3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

潮害の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中遠農林事務所及び掛 川市役所に備え置いて縦覧に供する。)